

直近における

労働安全衛生規則等一部改正事項

貨物自動車における荷役作業時

令和6年2月1日施行

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

「荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務」に労働者をつかせるときは、「特別教育」修了者でなければなりません。（労働安全衛生規則第36条5の4）

- 貨物自動車に設置されたテールゲートリフターが対象です。
- 荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は対象外です。
- 介護用の車両に設置された車いす用の装置等は対象外です。

テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストストップパー等の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務も対象となります。

荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す作業を行う者も、できる限り特別教育を受けることが望ましいです。

全業種における労働者雇入れ時

令和6年4月1日施行

特定業種における雇入れ時教育一部省略規定の廃止

雇入れ時等の教育について、以下の業種では、一部教育項目の省略が認められていましたが、当該省略規定を廃止しました。（労働安全衛生規則第35条）

林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

参考《令和6年4月1日以降》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関する事
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関する事
3. 作業手順に関する事
4. 作業開始時の点検に関する事
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関する事
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

化学物質製造・取扱い作業時

令和6年4月1日施行

保護具の使用による皮膚等障害防止化学物質等への直接接触の防止

化学物質又は化学物質を含有する製剤（「皮膚等障害化学物質等」）を製造し、又は取扱う業務に労働者を従事させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければなりません。（労働安全衛生規則第594条の2）

化学物質又は化学物質を含有する製剤（「皮膚等障害化学物質等」を除く。）を製造し、又は取扱う業務に労働者を従事させるときは、保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させることに努めなければなりません。（労働安全衛生規則第594条の3）

化学物質製造・取扱い作業時

令和6年4月1日施行

化学物質管理者の選任義務化

リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場は、**化学物質管理者**を選任し、管理させなければなりません。（労働安全衛生規則第12条の5）

「**リスクアセスメント対象物**」

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質
リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場は、事業場の「業種」「規模」に関係なく化学物質管理者を選任しなければなりません。

一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外です。

化学物質管理者は、工場、店社、営業所等事業場毎に選任してください。

化学物質管理者は、事業場の状況に応じ、複数名を選任することも可能です。

化学物質管理者には、化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者のうちから選任してください。

リスクアセスメント対象物の製造事業場 専門的講習の修了者

リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場 資格要件無し

（専門的講習等の受講を推奨）

化学物質管理者が管理すべき職務は次のとおりです。

1. ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
2. リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
3. 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存・化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
4. ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）

化学物質製造・取扱い作業時

令和6年4月1日施行

保護具着用管理責任者の選任義務化

化学物質管理者を選任した事業場であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、管理させなければなりません。（労働安全衛生規則第12条の6）

保護具着用管理責任者は「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」のうちから選任してください。

「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次に掲げる者が含まれます。

「化学物質管理専門家」の要件に該当する者

「作業環境管理専門家」の要件に該当する者

「労働衛生コンサルタント」試験に合格した者

「第1種衛生管理者免許」又は「衛生工学衛生管理者免許」を受けた者

「特定化学物質作業主任者」「特定化学物質作業主任者(特別有機溶剤等関係)」「鉛作業主任者」「四アルキル鉛等作業主任者」「有機溶剤作業主任者」のいずれかの資格を有する者

「安全衛生推進者」の選任に関する基準（昭和63年労働省告示第80号）の各号に示す者

（安全衛生推進者に係るものに限る。）

その他、保護具の管理に関する教育を受講した者

化学物質管理責任者が管理すべき職務は次のとおりです。

1. 保護具の適正な選択に関すること
2. 労働者の保護具の適正な使用に関すること
3. 保護具の保守管理に関すること

令和6年4月 岡谷労働基準監督署